



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第8号 2020年3月31日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

地域公共交通法案(道運法改悪) 審議入り

衆議院本会議 高橋千鶴子議員(共)が代表質問

自家用有償旅客運送の拡大、道路運送法の改悪を含む地域公共交通活性化法等の改定法案は3月24日、衆議院本会議で主旨説明・代表質問が行われ、審議入りしました。今後、衆議院国土交通委員会に付託され委員会審議は4月以降となります。

代表質問で日本共産党の高橋千鶴子衆院議員(写真、衆議院TVから)は、自家用有償運送の拡大がライドシェア解禁へ道をひらくのではないかなどの疑問点を質し、赤羽国土交通大臣は、ライドシェアとは異なる、ライドシェアは認めないとの立場を堅持する、と答えました。



ライドシェアの危険性、地域公共交通の貧弱な予算を指摘

高橋議員は、路線バス、鉄道が次々廃止され、交通空白地の面積が日本全体の3割にも及んでおり、地域公共交通の充実が求められていると指摘。乗合タクシーやデマンドタクシーなど、地域交通の確保を図ろうとする青森県弘前市のとりくみなどを紹介し、「こうした自治体のとりくみを全国で広げ、国として積極的に支援すべきだ」と主張しました。議員は、補助金の総額が305億円から2020年度予算案では204億円に減らされていることを指摘して、国が乗合タクシー・コミュニティバスなどの赤字の半分を補填することになっている補助金がどうなっているかと質問しました。

赤羽一嘉国土交通大臣は、62億円の要望に対して30億円しか補助していないことを答弁であきらかにしました。

高橋議員は、自治体の要望に応える予算をただちに確保し、抜本拡充をはかるべきだ、として、地域住民の足を守るため、「『移動の権利』を交通基本法に明記し、それに基づく施策に踏み出すべきだ」と主張しました。

法案が自家用有償旅客運送を拡大しようとしていることについて高橋議員は、事実上のライドシェア解禁につながるのではないかと、ライドシェアは認めないという国交省の立場は変わっていないのかと質しました。

赤羽国交大臣は、自家用有償旅客運送はライドシェアとは異なるとしたうえで、ライドシェアは安全確保の問題があるため認めるわけにはいかないとの考えは変わっていない、法案はライドシェア解禁にはつながらない、と答えました。